様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

　住所

　氏名　　　　　　　　様

産山村長

産山村宅地復旧補助金交付決定変更（取消）通知書

平成　　年　　月　　日付けで申請があった補助金交付変更については、産山村宅地復旧補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第９条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　土地の所在及び地番

　　　　　熊本県阿蘇郡産山村大字　　　　　　　　　　　番地

２　変更内容

３　変更の可否　　　　　　可　／　否

４　変更補助金対象工事費

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

５　変更補助金交付額（内示額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

６　補助金交付の条件

(1)　 対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、村長に宅地復旧補助金変更承認申請書（様式第４号）に村長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けてください。

(2)　対象工事が、完了予定日より遅れる場合、又は対象工事の施工が困難となったときは、村長に報告してその指示を受けてください。

(3)　次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じます。

①正当な理由がなく、対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき

②偽りその他不正な手段により、宅地復旧補助金の交付の決定を受けたとき

③補助金交付要綱第７条第２項の規定による交付の条件に違反したとき

④産山村補助金等交付規則又はこの要綱の規則に違反したとき

⑤その他宅地復旧補助金の交付決定又は補助金交付後に対象工事でないことが判明したとき

(4)　対象工事の施工の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。